

事業の早期回復に向けた取組を支援します！

～雲仙市地域産業再起支援事業補助金のご案内～

市では、事業の早期回復に向けた取組（「新たなサービスや働き方の導入」や「新しい生活様式への対応」等）に係る経費に対し、補助金を交付します。

■補助対象者

中小企業者等であり、申請日時点で市内に住所又は事業所を有する
個人事業主又は法人等

※主業が農林漁業者は対象外ですが、店舗等で消費者等と接する機会
の多い業態を営んでいる事業者については対象となります。

■補助対象経費

令和2年8月15日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な下記経費のうち、**令和2年8月15日から令和3年3月25日までに請求・支払行為が完了したもの**（※消費税は補助対象外となります。）

長崎県新しい生活様式対応支援補助金等の、他の補助金を受給している又は受給予定の場合、その補助金額を控除した金額が補助対象経費となります。

経費区分	補助対象経費（例）
消耗品等購入費	マスク、消毒用アルコール、ゴム手袋、使い捨てスリッパ、テイクアウト・デリバリー用物品、等
備品・機械装置等購入費	空気清浄機、扇風機、エアコン（ウイルス除去機能もしくは換気機能付）、非接触型体温計、等
資料購入費	感染防止のための調査研究活動に必要な図書・資料等の購入に要する経費
広告宣伝費	店内における感染症対策取組への協力呼びかけポスター、テイクアウト等開始周知チラシ、等
外注費	防護スクリーン設置、自動ドアの導入、換気扇クリーニング、非接触型自動水栓（蛇口）設置、等

■補助金額

補助対象経費の**5分の4**以内（**上限20万円**）
※裏面の事業を継続するための取組についても、別途利用可能です。

■書類提出先・問合せ先

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市 観光商工部 商工労政課
TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-3205



裏面もご覧ください。

事業を継続するための取組を支援します！

～雲仙市地域産業再起支援事業補助金のご案内～

市では、事業を継続するための取組（事業継続に必要な定期的な固定費等）に係る経費に対し、補助金を交付します。

■補助対象者

中小企業者等であり、申請日時点で市内に住所又は事業所を有する個人事業主又は法人等

※主業が農林漁業者は対象外ですが、店舗等で消費者等と接する機会の多い業態を営んでいる事業者については対象となります。

■補助対象経費

【賃料】

令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効な賃貸借契約において定められた賃料（令和2年4月1日以降で既に支払った賃料が補助対象。）

<賃料の補助金額計算方法>

●賃料（消費税を除く）×月数（賃料を支払った月数）×4/5

※国による家賃支援給付金等、他の補助金を受給している又は受給予定の方と、受給しない方で上限額が異なります。

【バス等整備費用】

令和2年4月1日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な下記経費のうち、令和2年4月1日から令和3年3月25日までに請求・支払行為が完了したもの（※消費税は補助対象外となります。）

経費区分	補助対象経費（例）
賃料	事業を継続するための店舗等に係る家賃・地代 （※一部補助対象外となる取引有。）
バス等整備費用	事業で使用するバス等（11人乗り以上のもの）の定期的な整備費用

■補助金額

補助対象経費の5分の4以内（上限20万円）

※裏面の早期回復に向けた取組についても、別途利用可能です。

■書類提出先・問合せ先

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市 観光商工部 商工労政課
TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-3205

【申請期限】

令和3年

3/25

まで

裏面もご覧ください。